

中種子町生活排水処理基本計画

令和5年4月

中種子町

はじめに

本町は、鹿児島県大隅半島からおよそ 40km の海上にある種子島の中央部に位置し、東は太平洋、西は東シナ海に面しています。平成 31 年 4 月現在の人口 7,898 人面積 137.18km² で、穏やかな丘陵地で北部に山林地帯が多く中央部から南部にかけては平坦な耕地が中心となっており、農業・畜産等が主な産業であります。

本町の生活排水処理は、単独浄化槽や汲み取り便槽など生活雑排水を未処理のまま排水する生活排水未処理人口が多く、川や海などの水質汚濁及び土壌の環境汚染が問題であり、生活環境の水質保全及び土壌の汚染を防止するため生活排水処理計画書を策定した。

1 基本方針

(1) 生活排水に係る理念・目標

本町の生活排水については、下水道計画事業費が高額であることなどの経済的理由から、比較的容易に設置でき、生活雑排水を適切処理できる合併浄化槽の設置を推進し、本町の豊かな自然を守り住みよい生活環境を創出していくために、衛生的な環境づくり、生活環境の改善向上、水質保全に努めるものとする。

(2) 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水対策の基本として、水の適正利用に関する普及啓発とともに、生活排水の処理対策を逐次進め、生活排水処理施設整備の基本方針については次のとおりとする。

- ① 本計画の処理区域は町内全域とし、合併浄化槽設置を推進し、処理する。
- ② 汲み取り便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進する。

2 計画期間

本計画期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

なお目標の達成状況や社会情勢、計画期間内にあっても必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

3 生活排水の処理状況

本町における生活排水の状況は次のとおりである。

令和 3 年度の生活雑排水処理人口は 7,483 人のうち 3,995 人が汚水処理人、汚水処理率 53.39% である。

生活排水処理形態別人口

区 分	平 成 29 年度	平 成 30 年度	令 和 元年度	令 和 2 年度	令 和 3 年度
計画処理人口	7,991 人	7,898 人	7,751 人	7,596 人	7,483 人
公共下水道	0	0	0	0	0
集落排水施設等	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽等	3,579 人	3,620 人	3,664 人	3,890 人	3,995 人
汚水処理 人口普及率	44.79%	45.83%	47.27%	51.21%	53.39%
設置基数	1,179 基	1,202 基	1,260 基	1,294 基	1,320 基
未処理人口	4,412 人	4,278 人	4,087 人	3,706 人	3,488 人

4 し尿・汚泥の処理状況

本町のし尿等の収集・運搬は、本町の許可した業者が行っており、くみ取られたし尿・汚泥等は中南衛生管理組合が運営する汚泥再処理センターで処理している。し尿より除去・脱水されたし渣は、種子島清掃センターで焼却処理を行っている。汚泥は乾燥させ堆肥化し再生利用している。(農地還元)

し尿・浄化槽汚泥収集状況

(単位 kl)

区 分	平 成 29 年度	平 成 30 年度	令 和 元年度	令 和 2 年度	令 和 3 年度
し尿収集量	2,580	2,493	2,401	2,334	2,270
浄化槽汚泥収集量	6,853	6,786	6,630	6,707	6,837
合 計	9,433	9,279	9,031	9,041	9,104

5 生活排水の処理計画

(1) 処理の目標

生活排水処理については、浄化槽設置整備事業等を活用し合併処理浄化槽への整備等を進めていくものとする。

生活排水処理の目標

	現 況 (令和3年度)	目 標 年 度 (令和9年度)
生活排水処理率	45.83%	67.93%

人口・処理形態別内訳

区 分	現 況 (令和3年度)	目 標 年 度 (令和9年度)
計画処理内人口	7,483人	6,610人
公共下水道	0	0
未処理人口	0	0
合併処理浄化槽等	3,995人	4,490人
汚水処理人口普及率	53.39%	67.93%
設置基数	1,320基	1,485基
未処理人口	3,488人	2,120人

6 し尿・汚泥処理計画

本町のし尿等の収集・運搬は、本町の許可した業者が行っている。適正な収集・運搬に努める。引き続きこの体制を維持し、中南衛生管理組合が運営する汚泥再処理センターで処理して行くものとする

(単位 kl)

区 分	現 況 (令和3年度)	目 標 年 度 (令和9年度)
し尿排出量	2,270	1,600
浄化槽汚泥排出量	6,834	6,398
合 計	9,104	7,998

7 生活排水対策の啓発・指導

生活排水が未処理のまま放流されることが、生活環境の悪化が水質汚濁の原因とされていることから、汲み取り便槽及び単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽への転換を推進するために、広報紙等による啓発活動に取り組む。

浄化槽の維持管理については、定期的な保守点検、清掃及び定期検査の実施について啓発・指導を行い、その徹底に努めます。